

高校生ステップアップ・プログラム実施要項

(平成25年5月17日学校教育局長決定)
(平成28年5月20日一部改正)

1 趣旨

高校生の不登校や中途退学の事由として、「人間関係をうまく保てない」など、生徒の人間関係を形成する力やコミュニケーション能力の不足によるものがあり、心の不安定さから不登校や中途退学につながる場合が少なくない。また、本道においても、児童生徒の自殺が少なからず発生しており、北海道学校保健審議会の調査では、自殺や死について考える児童生徒が一定程度いるという結果が出ていることから、児童生徒等の自殺予防に関する正しい知識や援助希求の重要性に関する認識を高める必要がある。

このような状況を改善し、道立高等学校における不登校や中途退学の未然防止、自殺の予防を図るため、生徒の心の健康に係る早期の問題認識や援助希求的態度の育成を図る取組、予防的・開発的な視点に基づく生徒の人間関係を形成する力やコミュニケーション能力の育成を図る取組の実践及び教員への普及を図る「高校生ステップアップ・プログラム」(以下「プログラム」という。)を実施し、その成果等を全道に普及する。

2 事業の実施主体

北海道教育委員会(以下「委員会」という。)は、文部科学省の委託を受けて事業を実施する。

3 事業の内容

(1) 高等学校の取組

ア 人間関係を形成する力やコミュニケーション能力の育成を図る取組の実施

実施校は、生徒の人間関係を形成する力やコミュニケーション能力の育成を図るため、次のA及びBを実施する。

A コミュニケーションスキルを育成するためのトレーニングの実施【質の向上】

《具体例》

- 人間関係づくりを支援する集団カウンセリング
- コミュニケーションスキルを育成するトレーニング
- 望ましいコミュニケーションについて考える取組
 - ・構成的グループエンカウンター
 - ・ピア・サポート活動
 - ・ソーシャルスキルトレーニング
 - ・アサーショントレーニング
 - ・アンガーマネジメント
 - ・ロールプレイ など
- トレーニングの実施に向けた校内研修の開催
 - ・事例研究
 - ・外部講師による講演 など

B コミュニケーションスキルを生かす機会の確保【量の確保】

《具体例》

- コミュニケーション能力を育む活動
 - ・学校行事やホームルーム活動、生徒会活動における実践
 - ・教科・科目等におけるペアワークやグループ学習などの言語活動の実践
 - ・有志による映画やアニメーション制作をとおした実践 など
- 学校間(異校種)連携や地域連携の取組
 - ・小学校や中学校、特別支援学校との異校種連携による取組
 - ・介護施設における異世代交流による取組 など
- ピア・サポート活動
 - ・ピア・サポーターによる支援活動
 - ・小・中学校へのサポート活動 など

イ 自殺予防教育の取組の実施

委員会から指定された実施校（以下「指定校」という。）は、生徒の心の健康に係る早期の問題認識や援助希求の態度の育成を図る取組など、自殺予防教育の取組を実施する。なお、実施する自殺予防教育の内容については、指定校と連携し、委員会において原案を作成する。

ウ 自殺予防教育に関する実態を把握するための調査への協力

実施校は、委員会が実施する自殺予防教育に関する教員等への意識調査に協力する。

エ 成果の検証

実施校は、本プログラムの成果を、次の(ア)から(エ)の項目により検証する。ただし、指定校は、次の(ア)から(オ)の項目により検証する。

(ア) 生徒の学校生活や学級環境適応感、学級満足度、人間関係形成能力、コミュニケーション能力等に関するアセスメント結果

実施校は、年2～3回程度（例：各学期、年度当初・年度末）実施し、上記アに掲げる取組の成果を検証する。ただし、検証するアセスメントには、子ども理解支援ツール「ほっと」を含めることとする。

【アセスメントの例】

- ・子ども理解支援ツール「ほっと」
- ・学級環境適応調査（通称：ASSESS（アセス））
- ・Q-Uテスト（経費は、本プログラム対象外）
- ・その他、スクールカウンセラーが提供するアセスメント手法等

(イ) 不登校生徒数及び中途退学者数、いじめの認知件数及び解消率

(ウ) その他の生徒の状況

- ・上記アのAにおける生徒のシェアリング（感想）
- ・上記アのBにおける生徒の活動状況

(エ) 本プログラムに対する教員の理解や取組状況

(オ) 委員会が作成する評価指標によるアセスメント結果

指定校は、委員会が指定する時期に、委員会が作成する評価指標によりアセスメントを実施し、上記イに掲げる取組の成果を検証する。

オ スクールカウンセラーによる支援

実施校は、必要に応じて、生徒のコミュニケーションスキルの育成や、よりよい学級集団づくり等を支援する大学教員等の専門家（以下「スクールカウンセラー」という。）を活用し、生徒への集団カウンセリングやアセスメントの実施及び実施のための指導助言、教員研修等を行うことができる。

ただし、スクールカウンセラーの活用時間数については予算の範囲内とする。

カ 学校プログラムの作成

実施校は、上記ア～オの内容、成果や課題、参考資料等を取りまとめた学校プログラムを作成する。

(2) 委員会の取組

ア 運営協議会の開催

委員会は、本プログラムの円滑な実施に資するため、実施校の職員、スクールカウンセラー、所管教育局高等学校教育指導班担当指導主事等の参加を得て運営協議会を開催する。

イ 集団カウンセリング研修会の開催

委員会は、実施校における取組の充実を図るため、実施校の教員等を対象に集団カウンセリング研修会を開催する。

ウ 取組状況の広報

委員会は、全道立高等学校における不登校や中途退学の未然防止、自殺予防の取組の充実に役立てるため、本プログラムの取組状況の広報に努める。

エ TV会議システムによる支援

委員会は、スクールカウンセラーの継続的な派遣が困難な地域に対し、3(1)アのAの実施について、スクールネットを活用したTV会議システムにより支援する。

ただし、実施校数には限りがあること。

4 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 実施校は、生徒のコミュニケーション能力の育成を図るため、計画的・継続的な取組を実施すること。
- (2) 実施校は、スクールカウンセラーによる予防的・開発的教育相談の手法や集団カウンセリング、アセスメントに関する教員研修を実施し、知識や手法の習得の他、本プログラムに関する教員間の共通理解を深めること。
- (3) 実施校は、本プログラムを通して、教員が予防的・開発的教育相談の手法に基づく集団カウンセリング等の取組を実践し、又はその手法を習得し、事業終了後においても生徒の人間関係を形成する力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を実施するよう努めること。
- (4) 高校1年生に重点を置いて本プログラムを実施する場合は、宿泊研修において、仲間づくり支援やコミュニケーションスキルを育成する集団カウンセリングを実施すること。
また、国立・道立青少年教育施設において宿泊研修を実施する場合は、当該施設職員と連携し、集団カウンセリングを実施すること。
- (5) スクールカウンセラーによる生徒への集団カウンセリングや教員研修は貴重な機会であることから、実施校は支障のない範囲内で、近隣校と連携して実施してよいこと。
また、この取組をきっかけに、実施校は近隣校とともに、3(1)アのBに掲げる「コミュニケーションスキルを生かす機会の確保」を図るなど、発展的な取組に努めること。
- (6) スクールカウンセラーの活用については、次の事項に留意すること。
ア スクールカウンセラーの人材確保については、実施校が行うこと。ただし、必要に応じて委員会が協力すること。
イ 予防的・開発的教育相談の手法は多様であることから、必要に応じて複数のスクールカウンセラーを活用してよいこと。
ウ スクールカウンセラーの任用、報酬等の支給事務等については、「スクールカウンセラー取扱要領」（平成26年3月31日教育長一部改正）によること。

5 実施期間

原則として1か年とする。

ただし、1年を超えて継続の希望がある場合は、取組状況や事業成果等に基づき委員会が継続を決定する。

6 事業の実施手続

- (1) 事業の実施を希望する道立高等学校は、実施計画書（別記様式1）及び所要経費計画書（別記様式2）を添付し、委員会に申請する。
- (2) 委員会は、上記(1)により提出された実施計画書等の内容を審査し、実施校を決定する。
- (3) 委員会は、上記(2)により決定した実施校から、指定校を決定する。
- (4) 実施校は、実施計画書等の内容を変更する場合は、速やかに委員会に報告し、その指示を受けること。

7 事業の報告

- (1) 実施校は、実施報告書及び所要経費報告書を作成し、当該年度の2月末日までに、委員会に提出すること。
- (2) 支出関係書類については、他の経費と区分して適当な帳簿を用いて整理し、用途を明らかにするものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存すること。

8 その他

- (1) 委員会は、必要に応じ、事業の実施状況及び経理状況等について実態調査を行うこと。
- (2) この要項に定めのないものは、委員会及び実施校が協議の上、決定すること。

附 則

この要項は、平成25年5月17日から施行する。

この要項は、平成28年5月20日から施行する。